

富山県高校教育改革実行計画策定支援業務仕様書

1 委託業務の名称

富山県高校教育改革実行計画策定支援業務委託

2 目的

国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール 構想～（以下、グランドデザイン）を踏まえ、本県の高校教育改革実行計画の策定に向けて、県内中高生、保護者、企業の意見を調査・集計・分析し、必要な施策や成果指標検討の支援を目的として行うものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

4 委託業務の内容

富山県内の高校生、中学生、その保護者、教員に対するアンケート調査の実施、集計、分析及び調査結果を踏まえた施策や成果指標の提案

（1）アンケート調査の実施

①アンケート対象者

- ・富山県内の中学 2 年生（国立・公立・私立、特支学級、義務教育学校、特支学級 約 8,100 人）
- ・富山県内の高校 2 年生（全日・定時、通信制 約 7,400 人）
- ・富山県内の公立特別支援学校の中学部 2 年生、高等部 2 年生（約 260 人）
- ・対象生徒の保護者
- ・富山県内の中学校教員（約 1,900 人）
- ・富山県内の義務教育学校教員（約 200 人）
- ・富山県内の高校教員（約 2,100 人）
- ・富山県内の特別支援学校教員（約 900 人）
- ・富山県内の企業（約 20,000 社）

②アンケート作成

- ・中学生向け、高校生向け、保護者向け、教員向け、企業向けのアンケートを作成すること。内容は回答者の属性（居住地域、在籍校、学年、性別、従業員数、業種等）を含め、富山県高校改革実行計画の策定に向けて必要な項目とすること。

＜想定項目＞

※下記を基本に設問案を提案すること。

中学生：進路意向・理由、進学先に重視すること、高校の情報・入手方法等

高校生：現在の高校を選んだ理由、高校での学びや生活の満足度等

保護者：子の進路意向・理由、進学先に重視すること、高校の情報・入手方法等

中学校教員：中高接続（教育内容等）、入試、進学指導で重視すること、高校の情報・入手方法等

高校教員：探究や実習等の実施状況・課題、生徒への支援体制等

企業：高校に期待すること、企業実習等への協力意向等

- ・アンケートはそれぞれ 10 分程度で回答できる質問数とすること
- なお、アンケートの作成にあたっては、以下のホームページも参照すること。

[富山県／国の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040 年に向けた N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール 構想～を踏まえた富山県の取組み](#)

(<https://www.pref.toyama.jp/300201/kyoikuzyuzitu/koukoukyouikukaikaku.html>)

[富山県／「新時代とやまハイスクール構想」について](#)

(<https://www.pref.toyama.jp/300203/kurashi/kyouiku/gakkou/kihonhosin/kihonhosin.html>)

③アンケートの実施方法

- ・アンケートは QR コード等のリンクからウェブ上の回答フォームに回答する形式とすること
- ・アンケート対象者が回答しやすいように回答フォームを工夫すること
- ・アンケートは 11 月上旬に実施することを想定

④アンケート結果の集計・分析・報告

- ・アンケート結果を集計し、学年や性別、地域市町村等、必要と認められる項目によるクロス分析を実施すること
- ・集計結果、分析結果をもとに、アンケート結果報告書を作成すること
- ・その際には、図表化や可視化の工夫、整理方法、データ活用の考え方等について提案すること
- ・アンケート結果の集計・分析・報告は 12 月上旬～中旬に行うこと
- ・ただし、速報版及び回答データ（マスターデータ）の提出は 11 月 30 日までにを行うこと。

（２）調査結果・分析を踏まえた高校教育改革のための施策、成果指標の提案

上記（１）の調査結果・分析を踏まえ、高校教育改革のための施策、成果指標の提案すること。

５ 納入物品

受注者は、以下の成果品を納入すること。

- （１）業務完了報告書（指定様式）（電子媒体 1 部）
- （２）実績報告書（任意様式）（電子媒体 1 部）

①報告書（概要版）

分析結果及び施策・成果指標の提案の要点を図表等を効果的に活用し、県民にも分かりやすい内容でまとめること（資料 2～3 枚程度）

②報告書（全体版）

本業務の結果（要因・課題分析結果の詳細、施策・成果指標提案等）をまとめること

③参考資料

必要に応じて、その他使用データ、根拠資料を提出すること

７ 著作権等

企画提案書に特段の記載がない場合、本業務に関する著作権等は次のとおり取り扱うものとする。

- （１）納入された成果品に関する著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を

含む。)は、すべて県に譲渡し、県は自由に利用・修正・公開することができるものとする。

- (2) 第三者が権利を有する・画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。
- (3) 受注者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。

7 その他

- (1) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。また、受注者は、本業務を実施するため個人情報を取扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 仕様書に記載された業務に加え、本プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務を実施すること
- (3) 業務の実施においては、富山県に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、必要に応じて富山県と協議して業務を進めること。
- (4) 業務の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、富山県と協議すること。
- (5) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (6) 本事業の委託費については、富山県、市町村、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないこと。
- (7) 本事業の委託費による支出については、国の「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」を活用した事業であり、会計検査院の検査等の対象となる可能性があることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、使用目的、支払先、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等の証明書類を5年間整備しておくこと。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、事業内容については、今後変更の可能性がある。